

背景

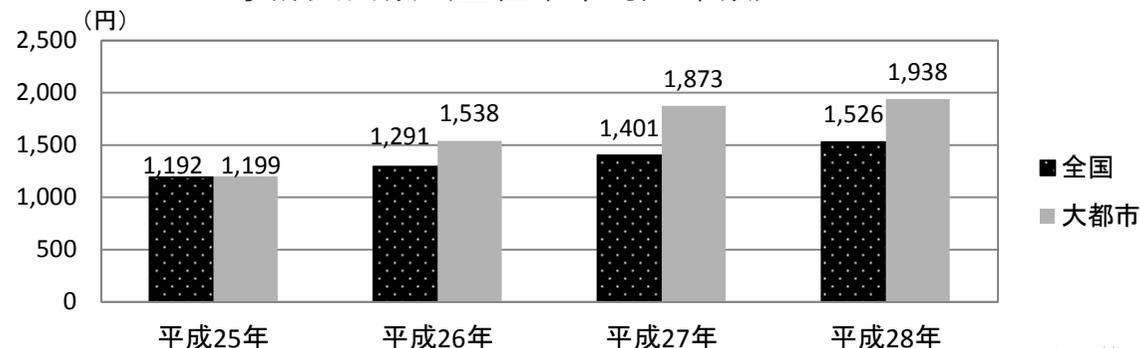
- 家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）については、家事使用人として労働基準法上の労働者とされておらず、労災保険の強制加入対象とならない。

※ 家事支援従事者のうち、介護関係業務に従事するものについては、平成13年より特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象となっている。

- しかし、
 - ・ 介護保険サービスを提供する訪問介護員（労働者）と同様の就労形態であるとの理由により介護作業従事者を対象としているところ、介護作業従事者特別加入の大宗を占める家政婦が家事支援を行っていることに鑑みれば、家事支援従事者は介護作業従事者と同様の就労形態と言え、特別加入の対象としない合理性は低いと考えられる
 - ・ 政府として、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を促進する中で、家事、育児等の支援サービスの需要が増大するものと考えられるため、家事支援従事者の就労条件を整備する必要がある

等の状況を踏まえ、家事支援従事者を特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象とすることについて、検討を行うもの。

＜参考＞家事サービスへの家計支出額（全世帯平均／年額）



出典：総務省統計局「家計調査」

見直しの考え方について

- 特別加入の対象範囲については、下記の条件を考慮して定められており、今般の見直しについても、これらを踏まえ検討する必要がある。

【条件】

- ①業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
- ②業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。

- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

災害発生状況等に関する調査について

- 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会が、全国の家事サービス紹介所に登録されている家政婦に対し、災害発生状況、労働条件等について調査を行い、以下の結果を得たところ。

【結果概要】

- ・ 業務の実態について、個人家庭に雇用される家政婦は、労働基準法上の労働者ではないものの、個人家庭の指示を受け労務を提供している者であった。
- ・ 災害の発生状況について、通勤中の災害の割合が保険給付受給者全体に比べ多かった。
※全災害（受診不要のケガは除く。）に占める通勤中の災害の割合：42.7%
平成27年度保険給付新規受給者数に占める通勤災害に係る新規受給者数の割合：11.8%（参考）
※就労先が2件以上である者は50%弱にのぼる。

対応方針について（案）

<条件①について>

- 調査結果から、家事支援従事者については、労働者に準じて保護するにふさわしい者といえる。

<条件②について>

- 対象範囲の拡大にあたっては、保険技術的な観点から業務上外の認定が可能となるよう業務の範囲の特定を行う必要があるが、これについては国家戦略特別区域法において既に定義がなされている「家事支援活動」の内容を参考に規定する。

<民業圧迫について>

- 現状、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会、公益財団法人介護労働安定センターが家政婦向けの民間損害保険を提供しているが、労災保険が補償しない対物・対人の損害賠償も補償内容としていることから、必ずしも民業圧迫につながらないものとする。

<危険防止措置について>

- 業規制の対象外であるため危険防止措置について一定の対応をとる必要があるが、現行の介護作業従事者の特別加入団体が行っている危険防止措置と同様の措置がとられるものと考えられ、逆選択の危険性は低いといえる。

⇒ **家事支援従事者について、特別加入の対象範囲に追加するものとする。**

（参考）労働者災害補償保険法施行規則の改正イメージ（平成30年4月1日施行予定）

改正案	現行
第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 <u>日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの</u> イ <u>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの</u> ロ <u>炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為</u>	第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 <u>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの</u>

参照条文

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十三条 次の各号に掲げる者（第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一～四 （略）

五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七 （略）

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実にを行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があった場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2～6 （略）

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事

二 洗濯

三 掃除

四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

家事支援従事者の災害発生状況等に関する調査について

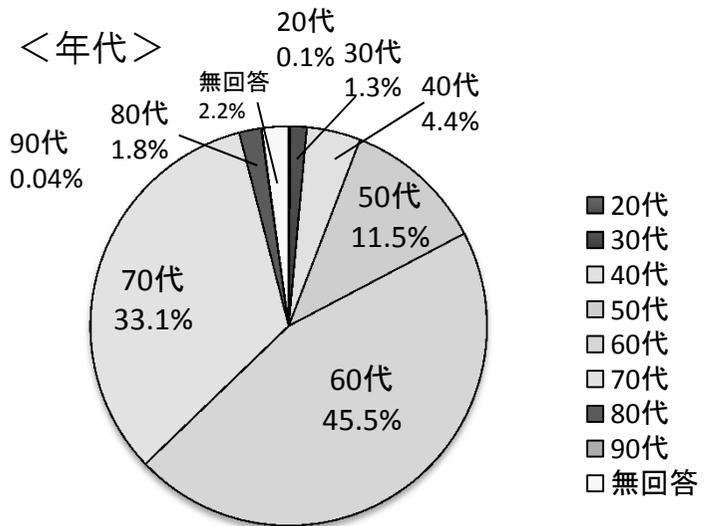
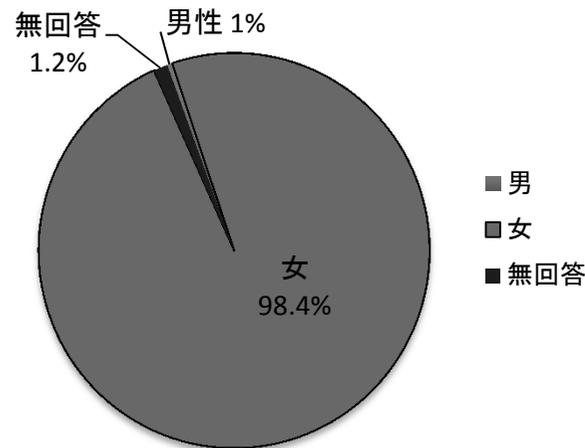
1. 家事支援従事者向け調査

調査対象者：全国の家事サービス紹介所（公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の会員）に登録されている求職者（12,175人。うち有効回答は2,388人。）

調査手法：紙アンケートを用いた郵送調査

調査時期：平成28年10月31日～平成29年2月10日

（参考）回答者の属性
<性別>



2. 紹介所向け調査

調査対象者：全国の家事サービス紹介所（公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の会員）（550件。うち有効回答は147件。）

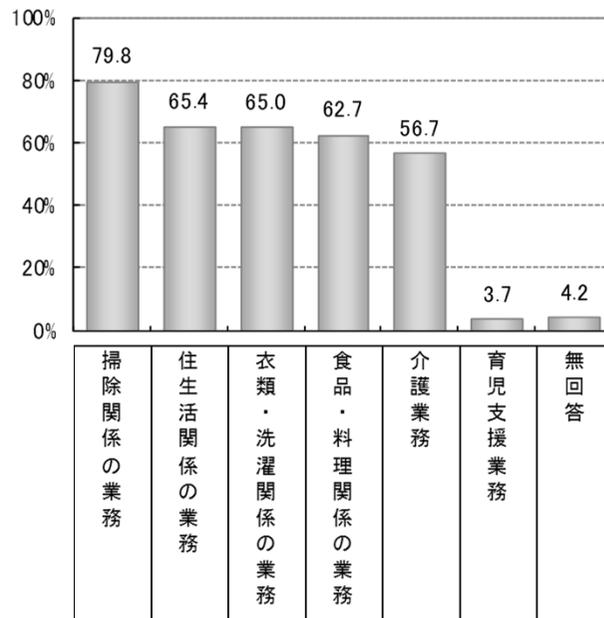
調査手法：紙アンケートを用いた郵送調査

調査時期：平成28年10月31日～平成29年2月10日

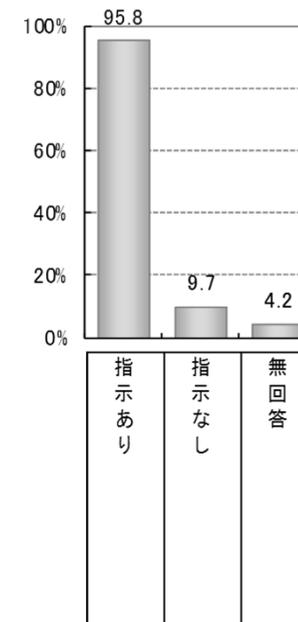
家政婦（夫）の業務

- 家政婦（夫）の業務について最も高いのは、「掃除関係の業務」（79.8%）である。次いで「住生活関係の業務」（65.4%）、「衣類・洗濯関係の業務」（65.0%）、「食品・料理関係の業務」（62.7%）と続く。
- 家政婦（夫）の業務について、ほとんどが指示を受けて行っているものである（95.8%）。

【業務内容】

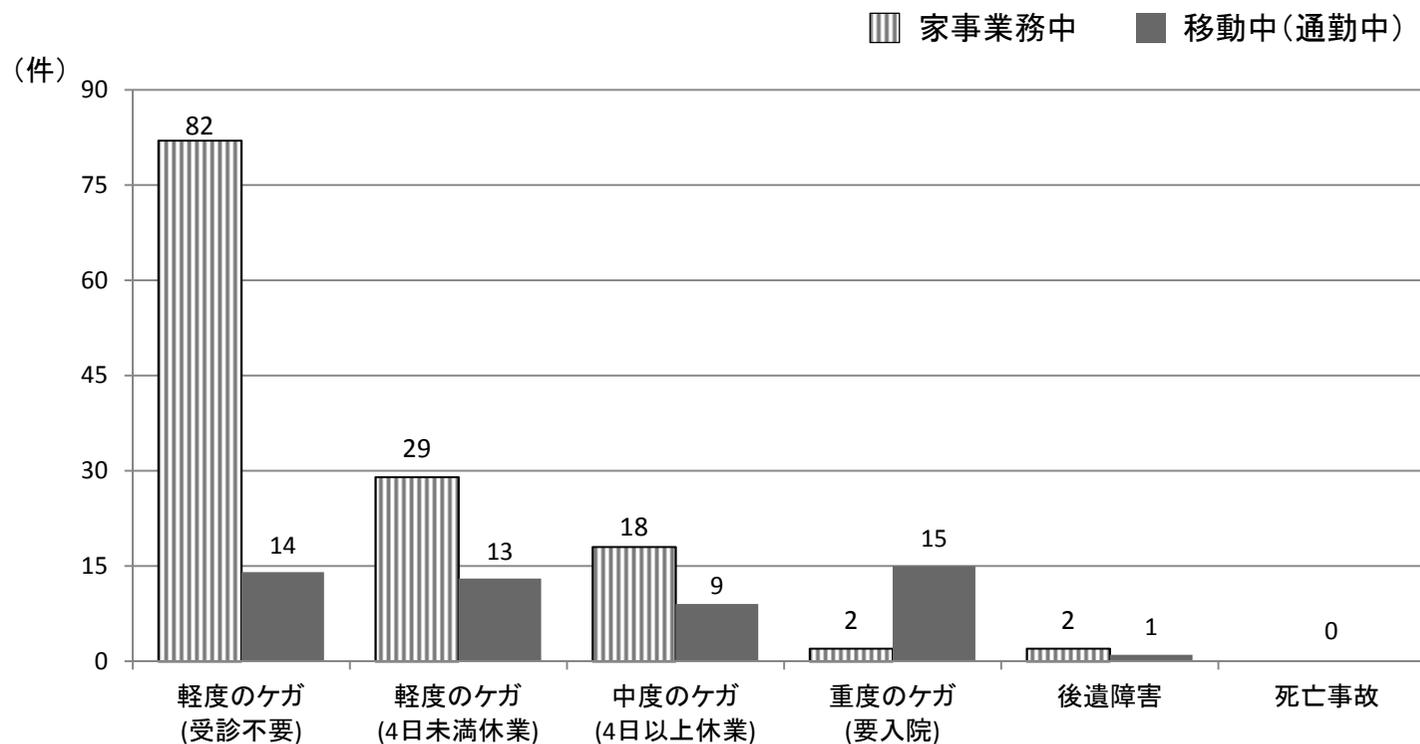


【指示の有無】



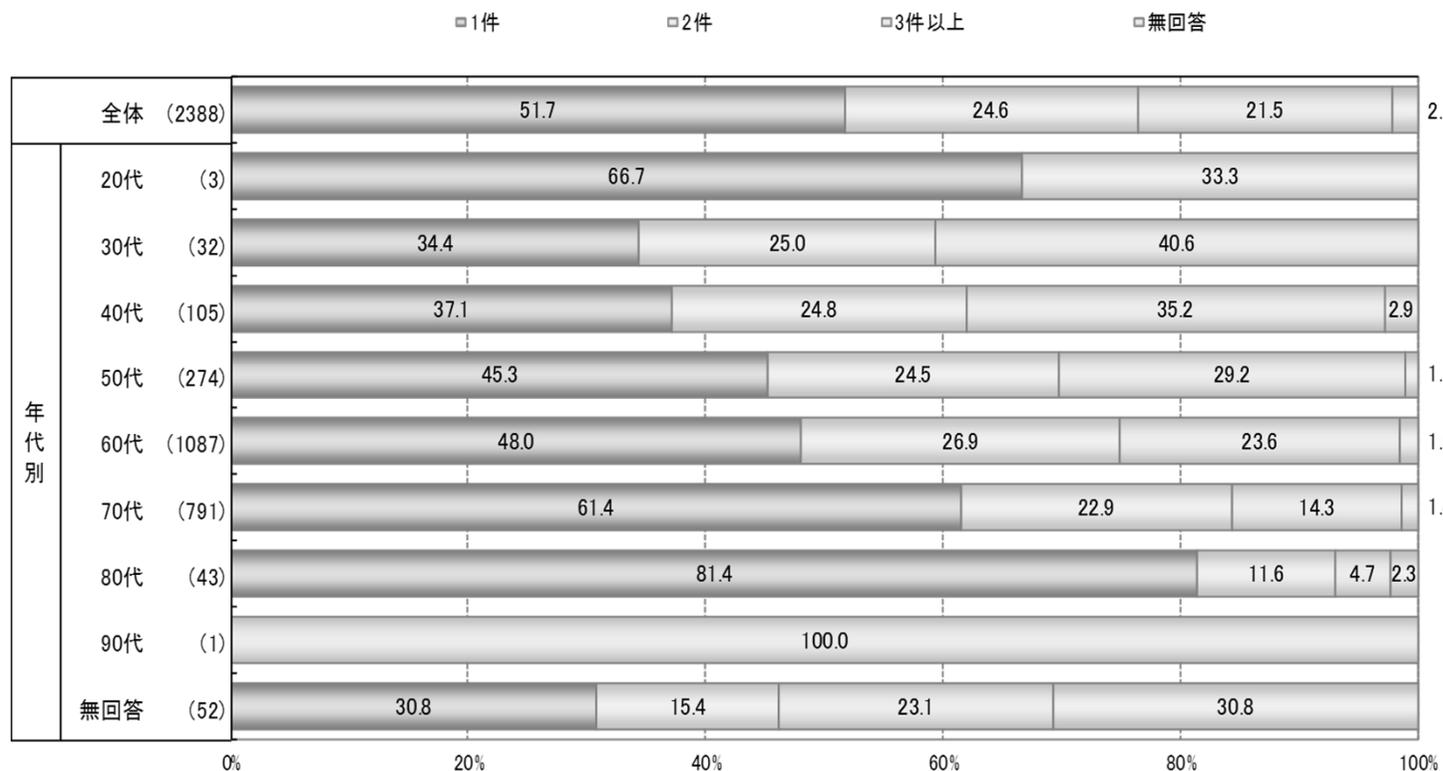
直近1年間の事故発生件数

- 全災害(受診不要のケガは除く。)に占める通勤中の災害の割合:42.7%
(参考)平成27年度保険給付新規受給者数に占める通勤災害に係る新規受給者数の割合:11.8%
- 家事業務中の災害は、受診不要のケガがほとんどである一方、通勤中の災害は、重度のケガ(要入院)がトップ



就労先の件数

- 就労先の件数について最も高いのは、「1件」(51.7%)である。次いで「2件」(24.6%)、「3件以上」(21.5%)と続く。
- 年代別で見ると、30代は「3件以上」、80代は「1件」の割合が全体よりも高い。



公益社団法人日本看護家政紹介事業協会の災害防止活動について

- **安全確保研修**
 - ・ 行政庁等が行う安全確保等に関する研修会等へ積極的な参加指導
- **健康診断**
 - ・ 定期的に（1年に1回）健康診断を受けるよう受診勧奨
 - ・ 特に泊まり込み等による24時間体制での従事者については優先的に受診するよう配慮
- **感染症予防**
 - ・ 日常的に風邪の感染や手指の傷に注意するよう指導
 - ・ 個人家庭への訪問時、個人家庭からの退出時、食事介護を行う時及び利用者に直接接触するサービスを行う前後について、手指の洗浄を指導
 - ・ 個人家庭への訪問時、個人家庭からの退出時及び帰宅時には、うがい薬によるうがいを行うよう指導
 - ・ 汚物処理、入浴介助等の場合は適宜手袋や予防衣を着用するよう指導
- **腰痛予防**
 - ・ 始業時の準備体操、就業中の適宜の下肢関節の屈伸等を行うよう指導
 - ・ 身体介護の移動介助等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する家政婦には適宜、腰痛予防を目的とした腰痛予防体操を実施
- **作業に従事できない場合**
 - ・ 家政婦の心身に重大な欠陥があるため、安全性を守り得ない場合には、介護作業への従事を禁止
- **広報誌等による支援**
 - ・ 介護労働安定センターが行う健康診断助成金の利用促進
 - ・ 労働災害発生状況の周知、啓蒙
 - ・ 団体傷害保険における事故発生状況の周知、啓蒙
- **研修・セミナーの開催**
 - ・ 災害、事故防止、安全確保に関するセミナー等の適宜開催